

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	2	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>障害者等に対応した劇場・音楽堂等（改修実演芸術公演施設※）に係る課税標準の特例について、当該特例措置の内容を拡充する。</p> <p>※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第19号に規定する特別特定建築物であり、主として「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第17条第3項第1号に掲げる高齢者移動等円滑化法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>改修実演芸術公演施設に係る固定資産税又は都市計画税について、改修工事完了の翌年度から2年間1/3軽減する現行の特例措置の拡充（①工事費に係る控除上限を5/100から1/2へ拡充、②減税額を1/3から1/2へ拡充、③時限措置を恒久化とする、④新改築を対象とする、⑤基準を満たすための段階的な工事を対象に含める）を行う。</p>		
関係条文	地方税法 附則第15条の11		
減収見込額	[初年度] 0 (—)	[平年度] ▲15 (—)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民間事業者が設置する劇場・音楽堂等のバリアフリー化を促進することにより、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境を醸成し、共生社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>文化芸術基本法においては、「国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、(中略)これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずる」こととされている。また、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律においては、「劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない」とされており、障害の有無に関係なく、全ての国民が心豊かな生活を実現する場として機能することが求められている。</p> <p>しかしながら、民間事業者が設置した劇場・音楽堂等で障害者に対応したものは全国に数か所というのが現状であり、障害者が文化芸術活動を行うのに適した環境が形成されているとは必ずしも言えない。このため、平成30年度に劇場・音楽堂等のバリアフリー化を促進するインセンティブとして、障害者等に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置を2年間の時限により創設し、数次にわたり延長しているところである。</p> <p>バリアフリー化は、そもそも時限措置になじむものではないことから恒久化とすることを求めるものである。また併せて、特例措置の内容についても、平成30年度から令和6年度までの適用実績が現時点では1件であることを考えると、現行の措置内容では必ずしも十分とは言えず、現行制度の税控除額上限の大幅な拡充が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 12 文化芸術の振興</p> <p>施策 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実</p> <p>○文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民が障害の有無にかかわらず等しく、文化芸術活動ができる環境の整備が図られなければならない。（第 2 条第 3 項関係） <p>○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第 11 条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。（第 9 条関係） <p>○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業への支援を行うこと。（第 10 条第 2 号関係）
		政策の達成目標	障害者に対応した劇場等のバリアフリー化を促進し、障害の有無に関わらず文化芸術活動ができる環境を確保すること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久化
		同上の期間中の達成目標	障害者に対応した劇場等のバリアフリー化を促進し、障害の有無に関わらず文化芸術活動ができる環境を確保すること。
		政策目標の達成状況	適用実績：1 件（令和 6 年 1 月申請）
	有効性	要望の措置の適用見込み	民間劇場が対象（参考 108 施設 社会教育調査（令和 3 年度）（300 席以上）） 当該劇場のうち、今後、改修・新改築を実施する劇場のすべてに適用
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	障害者に対応した劇場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境が醸成されるとともに、劇場等が障害の有無に関係なく、全ての国民が心豊かな生活を実現する場として機能する。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	独立行政法人日本芸術文化振興会を通じた助成等（令和 6 年度予算：約 27 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の補助金はソフト面の支援であり、劇場・音楽堂等の施設のバリアフリー化そのものを目的とするものではなく、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を予算措置により支援するものである。拡

		充後の税制措置と上記の支援をセットで実施することで、(ハード面・ソフト面双方という) 効果的なバリアフリー化が促進されることとなる。
	要望の措置の 妥当性	劇場・音楽堂等のバリアフリー化を促進するインセンティブを与え、障害者に対応した劇場等の整備を促すことにより、障害者が文化芸術活動に親しむ機会の拡大が図られる。また、地域の劇場・音楽堂等が障害者に優しい文化拠点へと再生され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境が醸成されることは、地域の文化振興に資することから地方税で措置することが適当であり、このことは全世界的な目標でもある「SDGs」の達成に資するものでもある。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	1件(令和6年1月申請)
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	現行制度では、劇場等のバリアフリー化の改修工事を実施及び実施予定の民間事業者からインセンティブが小さいとの声が少なくなく、実際の効果をあげていく上でも改善のための工夫の余地が大きい。
	前回要望時の 達成目標	障害者に対応した劇場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず文化芸術活動ができる環境を確保する。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	新築については基準を満たし認定を受けた施設はある(新築は本特例措置適用外)が、改修については、現行の特例措置の対象が限定的で、かつ、インセンティブが小さいことにより、施設側のメリットが必ずしも十分ではないこと。
これまでの要望経緯	平成30年度 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の創設 令和2年度 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長 令和4年度 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充 令和6年度 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充	